

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 5 号  
2 0 1 7 年 8 月 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

## 「鳥飼車両基地の井戸の掘削・取水の中止と地域の安全」を求める申し入れ

会社が、摂津市にある鳥飼車両基地内の茨木市の一部分で井戸を掘削し地下水を汲み上げている問題について、摂津市は会社を相手取り、訴訟となっている。

7月12日の大阪高裁の判決では双方で結んだ「環境保安協定」は茨木市である一部分も含めて有効であると判断されている。

7月25日、摂津市議会の臨時議会が開かれ、全会一致で上告を承認し、摂津市が最高裁への上告を行った。これまで会社は摂津市への事前の連絡や協議にも応じることなく井戸の掘削を行ってきており、高裁判決の翌日には地下水の取水を開始したとも報じられている。

摂津市の森山市長は「市民の安全安心を勝ちとるため最高裁でたたかう」とコメントしているように、訴訟の原因は会社が進めてきた強引な工事とその姿勢にあると言える。基地がある地域である摂津市との関係については良好な関係を保つべきであるがこのような強引な姿勢は地域の安全を脅かし、企業活動、社会的イメージを相当悪化させている。

以前から鳥飼車両基地内にはいくつかの段差や亀裂があり、これらは地盤沈下の跡であったり、今も沈下が続いている疑いがあると考えられる。このような職場では車両基地とそこで働く従業員の安全が脅かされ危険な状態が放置されていることになる。地域住民の安全と社員の安全確保のために井戸の掘削と取水を中止し、地域の安全を求めるために、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること

### 記

1. 臨時市議会の全会一致は全摂津市民の声であると考え、摂津市との協議に応じ、井戸の掘削と取水を直ちに中止すること。
2. 「井戸掘削問題」に関して訴訟となり、改めて摂津市臨時議会の全会一致の上告承認を受けて7月25日、摂津市が上告を行った。訴訟となっている理由と見解を明らかにすること。
3. 摂津市との良好な関係を築くことが会社の責務であると考え、会社の見解を明らかにすること。具体的に行っている取り組みがあれば明らかにすること。
4. 現在、基地内に設置している地下水汲み上げに関する設備と機能、取水状況、今後の取水計画を明らかにすること。

5. 鳥飼車両基地内には、多くの箇所に地盤沈下の跡が存在する。これは地下水汲み上げが原因であると考えられる。この現象が更に発生・悪化することはないのか明らかにすること。また、このような段差・地盤沈下の調査は定期的に行っているのか明らかにすること。

以上